

[A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
家康	<p>1590年 関東250万石に移封(北条氏の滅亡後に関東に移封) →江戸城(戦国初期に太田道灌が築城)を拠点とする</p> <p>1600年 関ヶ原の戦い(美濃国)(天下分け目の戦いと呼ばれる) [東軍(約10万4000人)] 徳川家康(五大老の筆頭)・福島正則(秀吉子飼いの武断派) 加藤清正(秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋(西軍から寝返り)</p> <p>1603年 後陽成天皇が徳川家康を征夷大将軍に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に国絵図と郷帳の作成を命ずる ★国絵図(場所を把握する地図)・郷帳(石高を把握する検地帳) 秀吉の御前帳と同じ(P.36へ)</p>	<p>1598年 豊臣秀吉の死去(子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立(武断派は徳川家康への接近をはかる) →文治派(石田三成)VS武断派(福島正則・加藤清正)</p> <p>[西軍(約8万6000人)] 石田三成(五奉行の一人)・毛利輝元(五大老の一人)盟主 小西行長(小西隆佐の子)・宇喜多秀家(五大老の一人) 処刑</p> <p>(関ヶ原の戦い後) 豊臣秀頼は一大名に転落(摂津・河内・和泉の65万石) 郷帳は慶長・正保・元禄・天保年間の4回作成</p>	
	<p>1605年 将軍職を徳川秀忠[2代将軍]に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は駿府で大御所(隠退した前将軍のこと)として実権を握る</p> <p>1614年 大坂冬の陣(方広寺鐘銘事件が契機) 講和が成立するが、徳川方が条件を無視して内堀の埋立てを強行</p> <p>1615年 大坂夏の陣(豊臣秀頼・澁君(秀頼の母)自殺→豊田家滅亡) →以後、「元和(匱武)(戦のない平和の時代のこと)の到来</p>	<p>1614年 方広寺鐘銘事件(方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「国家安康」・「君臣豊楽」を家康が問題視 「黒衣の宰相」★金地院(以心)崇伝(臨濟宗の僧・家康の顧問)・ 南光坊天海(天台宗の僧・家康の顧問)が関わる</p>	
大名統制		朝廷統制	
秀忠	<p>1615年 一国一城令(大坂夏の陣の直後に発布される) 大名の軍事力削減のため、大名の居城以外は取り壊し(1領国1城)</p> <p>1615年 武家諸法度(元和令=13条) 起草者=金地院崇伝 制定=徳川家康の命令で諸大名を伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布 趣旨=大名に対する基本法典(旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容=①文武弓馬の道(文武)の奨励、②城郭の新築と無断修築の禁止 ③私婚の禁止(大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の徒党を禁じる、⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法(参勤交代の制度化ではなく作法について)</p> <p>[大名の処分(武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ①改易(領地没収)・②減封(領地削減)・③転封(国替え) ex. 福島正則(安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) 松平忠輝(越後高田藩主)・松平忠直(越前福井藩主) 本多正純(宇都宮藩主)・加藤忠広(肥後熊本城主) 加藤清正の子</p> <p>(武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)</p>	<p>1611年 徳川家康が後水尾天皇(後陽成皇子)を擁立</p> <p>1615年 禁中並公家諸法度(17条)(起草者=金地院崇伝) 趣旨=天皇・公家に対する統制法(朝廷統制の基本法令) 目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容=①天皇の学問第一、②公家の肅次、③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする、⑤元号の制定 ⑥紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)勅許の条件</p> <p>[朝廷の統制] ①京都所司代(朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ②武家伝奏(朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③禁裏御料(天皇領)=1万石(家康)→3万石(綱吉) ④公家領(100家以上)=7万石</p>	
	<p>1635年 武家諸法度(寛永令=19条) 起草者=林羅山 参勤自体は ①参勤交代の制度化(毎年4月交代で参勤することを義務付ける) 以前からあった内容=(1)国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2)石高に応じた人数を率いて参勤(人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響=(1)参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2)交通(街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3)江戸文化の地方伝播(大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府(常に江戸) 対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回 ②五百石積以上の大船建造禁止(幕末に緩和される→P.54へ) ③私設の関所・津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を禁止</p>	<p>1620年 徳川和子(徳川秀忠の娘)が後水尾天皇に入内</p> <p>1627年~紫衣事件(後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) →沢庵宗彭(大徳寺の僧)を出羽国に配流 1629年 後水尾天皇が明正天皇(後水尾皇女)に譲位 ★修学院離宮(後水尾上皇が造営した数寄屋造の山荘) →ただし、最後の女帝は後桜町天皇</p> <p>1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で紫衣(天皇が高僧に与える紫色の衣)着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の沢庵宗彭を出羽国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した後水尾天皇は突然譲位を発表し、明正天皇(後水尾天皇と徳川和子の皇女)が即位した。</p>	
家光			

[B] 幕藩体制 (幕府と藩による民衆支配体制)

幕 藩 体 制

大名 (一万石以上の将軍直属の武家/260~270家)

- 親藩 (徳川氏一門の大名→要地に配置) 約 20 家
- ex. (御) 三家 = 尾張 (徳川義直)・紀伊 (徳川頼宣)・水戸 (徳川頼房)
- (御) 三卿 = 田安 (田安宗武)・一橋 (橋本宗尹)・清水 (清水重将)

両家からそれぞれ将軍家が2名ずつ出ている

譜代 (三河以来の徳川氏家臣で大名に取り立てられた者→要地に配置) 約 150 家

外様 (関ヶ原の戦い以後、徳川氏に臣従した大名→遠方に配置) 約 100 家

[諸大名の負担]

- ① 戦時 = 軍役 (石高に応じて、一定数の武器・人数を用意する) 軍役として課す
- ② 平時 = 普請役 (城郭・河川工事などの土木事業に動員するお手伝い(普請)など) 普請役は他にも農民に課した国役普請・村が自力で行う自普請がある

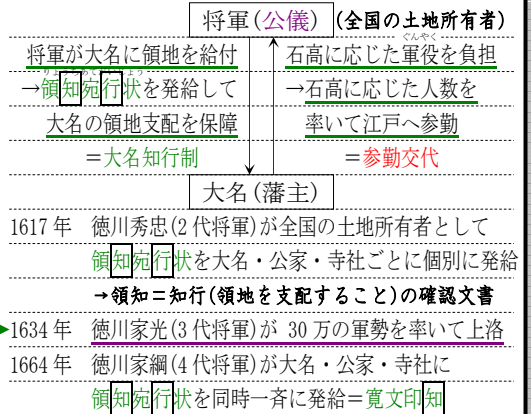
直参 (一万石未満の将軍直属の家臣/約 22000人)

- 旗本 = 御目見得以上 (将軍に謁見できる) 約 5000 人(知行取)
- 御家人 = 御目見得以下 (将軍に謁見できない) 約 17000 人(蔵米取)
- ★御家人のほとんどは知行地を持たず、将軍から俸禄(蔵米)を支給される

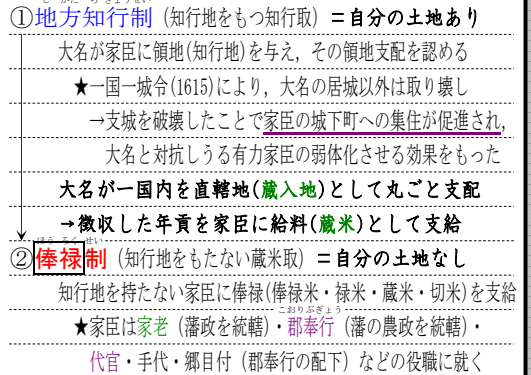
[江戸幕府の経済基盤]

- ① 幕領(天領) = 約 400 万石 (総石高の約7分の1) ★総石高=約 3000 万石
- ② 旗本知行地 = 約 300 万石 (天領・旗本領の合計=総石高の約4分の1)
- ③ 直轄鉱山 = 佐渡相川(金山)・石見大森・但馬生野(銀山)
- ★大久保長安 (徳川家康の側近として佐渡金山・石見銀山などの鉱山開発にあたる)
- ④ 直轄都市 = 江戸 (将軍のお膝元=人口15万人→100万人) 武家方=50万人
- (三都) 大坂 (天下の台所=人口30万人→40万人) 町人方=50万人
- 京都 (千年の古都=人口40万人→35万人)

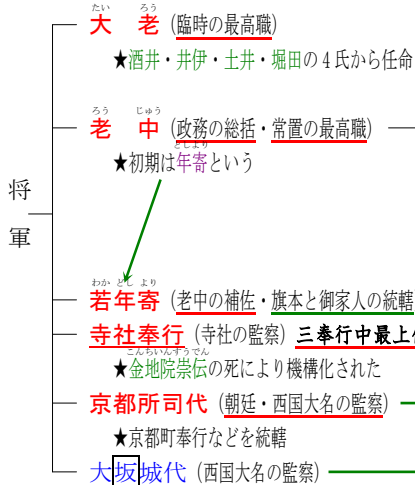
図解NOTE① [大名知行制]



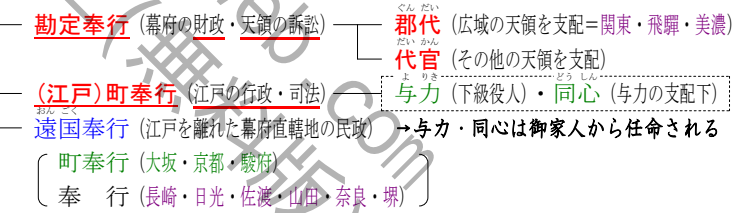
図解NOTE② [藩政]



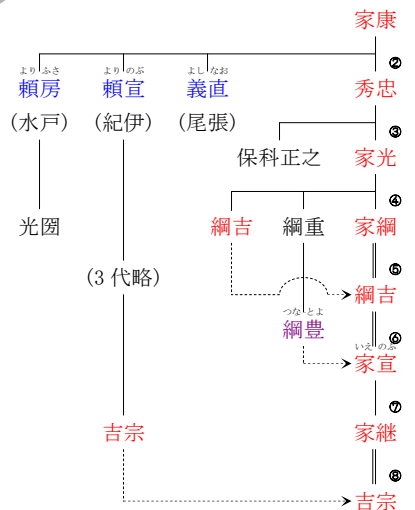
→ 譜代大名より任命



→ 旗本より任命



図解NOTE [将軍家系図]



[職制の特色 (職制は徳川家光の頃に整う)]

- ① 合議制 (要職には複数名を任命し合議)
- ② 月番制 (複数の担当者が1ヵ月交代で勤務)
- ③ 評定所 (幕府の最高司法機関)
- 老中・三奉行 (寺社・勘定・(江戸)町奉行) などで構成され、重大事件や管轄のまたがる事項を合議

大名	石高	配置	要職
親藩	多	要地	×
譜代	少	要地	○
外様	多	遠方	×

★幕末になると、親藩・御三家の幕政参加もみられるようになる